

コミュニティ保険（市民活動補償制度）について

コミュニティ保険とは？

市内に活動の拠点を置く **市民団体** が国内において行う **市民活動** 中の事故について、補償する制度です。保険にかかる費用は、すべて市費でまかなわれています。

市民団体 = 市内に活動の拠点を置き、自主的に構成された市民活動を行う団体
(例) 地元行政区、子ども会、地域コミュニティ、社会人スポーツクラブなど

市民活動 = 市民団体が行う社会奉仕活動、社会福祉活動、社会参加活動、社会教育活動、社会体育活動 + 市の主催・共催する活動 であって継続的、計画的又は公益性のある直接活動
(例) 区役による草払い、地区のミニバレー大会、社会人野球の県大会予選 など

※政治、宗教、営利を目的とする活動を除きます（＝無報酬の活動であること）

どんな事故が対象になるの？

大きく分けて、**損害賠償責任事故** と **傷害事故** が対象となります。

損害賠償責任事故 = 市民活動の参加者 又は 第三者 の生命、身体若しくは財物に損害を与えたために、被害者から損害賠償を求められ、法律上の 損害賠償責任を負うこととなった事故。
(例) 草払いの飛び石による自動車窓ガラス破損 など

傷害事故 = 指導者、スタッフ 又は 参加者 が急激かつ偶然な外来の事故、熱中症、0-157又は細菌性食中毒により死亡または負傷した事故。
(例) 草払い中にスズメバチに刺された、野球の試合中ケガをした など

お金はいくら支払われるの？

損害賠償責任事故 = **身体賠償**：1人につき上限6,000万円（1事故の上限3億円）
財物賠償：1事故につき上限300万円

死亡：500万円

後遺障害：15万円～500万円

(事故から180日以内に発症が条件・金額は障害程度による)

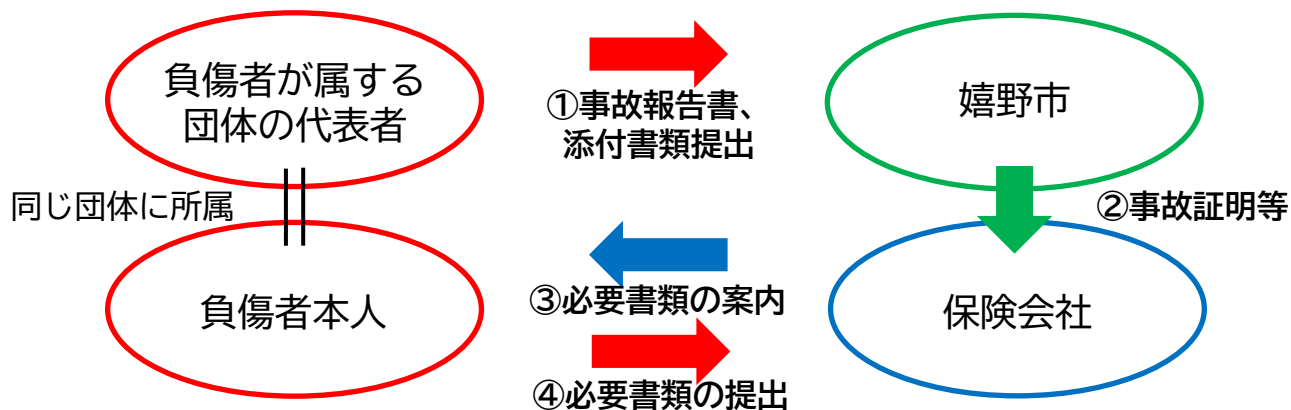
傷害事故 = **通院**：1日あたり2,000円（事故から180日以内の間・90日限度）
入院：1日あたり3,000円（事故から180日を限度）
手術：1回あたり3万円～12万円（手術の内容による）

手続きはどうするの？

傷害事故の場合は、以下のとおりです

※賠償事故の場合は多少異なります。事前におたずねください。

- ①事故発生後、団体の代表者の方から、事故報告書を嬉野市に提出していただきます。
※完治している必要はありませんので、事故発生後速やかに（20日以内をめやすに）ご報告ください。
- ②嬉野市は事故報告書の内容を精査し、市が契約している保険会社に連絡をいたします。
- ③保険会社から負傷者の方に、直接、請求書類を郵送します。
- ④負傷者の方は請求書に必要な事項を記入し、領収書などの書類を添えて保険会社に返送します。
- ⑤保険会社から負傷者の方の口座に、直接、お金が振り込まれます。



様式（事故報告書）はどこにあるの？

嬉野市役所 塩田庁舎 企画政策課 にあります。

市のHPからダウンロードすることもできます。（QRコード参照）



その他注意点はあある？

- ・団体としての活動でない、個人的な活動による事故は、保険の対象となりません。
- ・市民活動に際し支給される、弁当代や、交通費・作業用機械の油代などの実費は、報酬には含まれません（＝無報酬の活動扱いになります）。
- ・傷害事故の対象となるには、負傷者が1日以上通院または入院していることが必要です。
- ・要綱に定める適用除外となる場合は、お金を支払えませんのでご注意ください。
（※次は一例であり、適用除外事項全てをカバーするものではありません）
共 通…市民団体の指導者等の故意による事故、暴動・天災などによる事故
傷害事故…危険なスポーツ、早産や流産ほか外科的手術、ムチウチ症 など
賠償事故…車両や動物に起因する事故、市民団体の指導者等の同居の親族に対する賠償
- ・傷害事故の際に支給するお金は、一種の見舞金であり、実費の補償ではありません。
もしもの事故にきちんと備えたいという場合は、民間の保険の加入を検討してください。
高額の損害賠償に備えられたい場合も、同様に民間保険の加入を検討してください。

嬉野市役所 塩田庁舎2階 企画政策課
電話：0954-66-9117（直通）